

# お泊まりデイサービスのガイドラインの作成について（案）

H26.4.17

## 1 お泊まりデイサービスについて

デイサービスは、通常、朝自宅に向かえに行き、日中にケアを行い、夕方自宅に送迎するが、「お泊まりデイサービス」とは、このような送迎を行わず、そのまま事業者と利用者の自由契約により、デイサービス施設に宿泊することを指す。

先に行った鳥取県の調査（2013年12月の状況）によると、  
・302事業所のうち、67（約2割強）の事業所でお泊まりデイサービスを実施

## 2 課題と事情

### （1）課 題

- ・事業所によっては、夜間時の雑魚寝など住環境への懸念。また十分なケアが行われていないのではないかと懸念（※県内でも雑魚寝の例）
- ・防災の観点からの懸念（※消防法、建築基準法等に抵触する可能性）
- ・動かないことより、場合によっては、心身の機能を代えて低下させる懸念
- ・連泊による連日のデイサービス利用に伴う、介護保険の費用の増  
※なお、費用面については、「お泊まりデイ」だけでなく、「近隣のアパートや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を活用した囲い込みと連日利用」にも同様の課題。

### （2）事 情

- ・事業者にとって、送迎の手間が省けるほか、連日のデイサービス利用となり、安定的な収入が確保される。
- ・利用者にとって、特に一人暮らしなどの場合は、自宅に帰宅する動機が乏しい（帰っても一人で不安）。また、朝夕の移動に伴う心身の「負担」がない。
- ・家族にとって、介護の負担がなくなる。プロに任せて安心。「老老介護や一人暮らし等よりはましではないか」との、本人や家族の認識
- ・特養入所希望者の待機場所のひとつ
- ・ショートステイ等が満室等により対応できない時の、柔軟に対応できる緊急受入先
- ・有料老人ホームやサ付き住宅より本人負担が少なく、低所得でも利用可

## 3 法令による対応

○宿泊料を徴収する場合は、旅館業法により一定の対応が可能だが、宿泊無料（実費）を標榜する事業者もあり、その場合は同法の適用外。

○建物・設備に関しては、消防法の及び建築基準法での対応が可能だが、用途や設備構造を踏まえた分類に基づき、「認めるか認めないか」という性格のものであり、柔軟な対応が困難。

なお、消防法施行令の改正(施行H27.4.1。経過措置あり)により、今後防災観点からの規制が強化される見込み。

○介護保険は、サービス提供に対し介護報酬を支払う仕組みであり、自由契約部分については、制度外。ただし、介護保険制度と無縁ではないことから、県としては、従来から「真にやむを得ない場合に限る」よう、関係者にお願いしてきているところ。

○東京都では、施設不足が深刻であることも踏まえ、一定のクオリティを持ったお泊まりデイサービスを積極的に評価し、情報公表を行っている。このほか、大阪、千葉、愛知等でガイドライン等を作成。

## 4 方針について

次のとおりの対応を検討。

### ① 先進県に準じた対応を検討

○お泊まりデイサービスを行うデイサービス事業所を指定権者に届け出る仕組みの創設

○届出にあたっては、一定の基準（ガイドライン）を示す

※満たしていることが望ましいが、満たしていない場合でも「満たしていない状態」の届出を可能とする。

○届出内容は、ホームページで公表する。

### ② ただし、上記によっては以下の点は担保されないため、各法令等からの対応が必要

○建築基準法の遵守

○福祉のまちづくり条例の遵守

○消防法の遵守

※特にこのたびの消防法施行令の改正による厳格化への対応

○届出を行おうとしない「お泊まりデイサービス」への対応

## 5 スケジュール

4月 介護保険策定委員会（第1回）の中で検討

5月～8月 市町村との協議

8月 パブリックコメント等

9月 介護保険策定委員会（第3回）の中で検討

11月頃 方針確定・施行

H27. 4 本格実施

以上

2014年1月19日 読売新聞

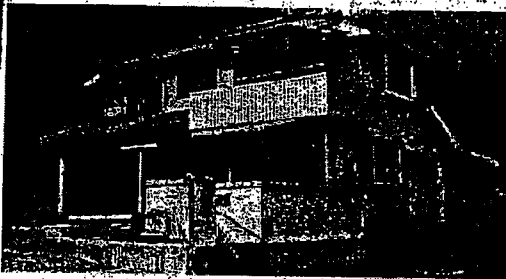
# 男女10人雑魚寝、口に粘着テープ…

## 悪質運営 各地で判明

### お泊まりデイ調査

宿泊サービス付きの通所介護事業所「お泊まりデイ」に関して読売新聞が行った自治体へのアンケート調査では、一部の施設が、利用者を狭いスペースで雑魚寝させたり、大声を出さないよう口に粘着テープを貼る虐待をしたりしていたことも判明した。こうした悪質な運営が他にも広がっている可能性があり、自治体の間では、運営基準を作るなど監視を強める動きが広がっている。業界団体も独自の基準作りを始めた。

△本文記事一面▽



利用者に対する虐待が発覚した広島県福山市のお泊まりデイ。民家を改修した施設に17人が寝泊まりしていた

「まるで無法状態だと聞いた」と、鳥取市の担当者。昨年2月、設備更新に伴う調査で訪れた2か所の施設がいずれも聞き取りに対し、仕切りを

水戸市の施設でも201

2年夏、市が実態調査を行い、仕切りのない8畳間で高齢者を6人も宿泊させているのを確認。前橋市では昨年8月、市職員が実地指導に訪れた際、食堂に折りたたみベッドを3台置いて

虐待は高齢者虐待防止法などで禁じられているが、生活環境の積極的な指導についで、自治体側は二の足を踏んでいる。介護保険適用外の宿泊サービスには国の指針もないため、鳥取市の担当者は「指導はできても、それ以上のことは言えない」と悩む。そんな中、都道府県レベルで独自の運営基準を作成する動きが広がっている。東京都は11年5月、①一人あたりの宿泊スペースは4畳

利用者を寝かせているのを見つければ、「不適切だ」として改善を指導した。同様の例は相模原市でもあった。昨年、利用者に暴行したとして介護士らが逮捕・起訴された。施設側は「不適切だ」として改善を指導した。同様の例は相模原市でもあった。昨年、利用者に暴行したとして介護士らが逮捕・起訴された。施設側は「不適切だ」として改善を指導した。同様の例は相模原市でもあった。

### 宿泊 国指針なし

#### 自治体、指導に二の足

半日以上2部屋を仕切るなどプライバシーに配慮する。一方、宿泊サービスを提供する大手業者などは昨年度の基準を、大阪府が12年9月、千葉県も昨年11月に導入した。愛知、静岡両県も導入予定だ。厚生労働省は15年度から、宿泊サービスの実施を届け出制とし、各施設の情報公開を進める方針。不適切な業者の排除につながる「堺市」「調布市」と危惧し、協会の独自規定を設けるなどして実効性を担保すべきだ（福岡市）

訴された広島県福山市の施設では、70平方メートルのスペースに17人が寝泊まりしていたことが判明している。水戸市の担当者は「防火設備がない施設もあった。このままでは、高齢者の安全や尊厳を守ることはできない」と不安を漏らす。施設側の職員による悪質な虐待も相次いでいる。「介護が不適切だ」。東京都墨田区はそんな匿名通報を受け、11年4月に調査。施設の職員は、トイレに行きたがっている利用者に対し「おひつの中に入らない」と言うなど日常的に暴言を吐いていたことを認め、改善を指導した。品川区では、利用者の家族からの訴えで、利用者に対して職員が「やめろ」などといった命令口調で接しているのを確認した。練馬区も昨春、情報に基づいて調査。車いすからずり落ちないように2人が自分では外せない状態でベルトで縛り付けられているのを確認した。さらに、「大声が騒がしい」と、一部の利用者の口に粘着テープでふさいでいたことがあった。この施設は間く自主廃業したという。同区の担当者は「も査に入らなければ、悲状態が今も続いていたんじゃない」と話す。



# 都独自の「指定通所介護事業所等における宿泊サービス」の基準及び届出・公表制度」の概要

## 概要

- 宿泊サービス  
指定通所介護事業所や指定認知症対応型通所介護事業所等において、その設備の一部を使用し、当該事業所の利用者に対して必要な介護や宿泊を伴うサービスを提供すること

### 【経緯】

- 指定通所介護事業所等の利用者を対象に、当該事業所の設備の一部を使用した宿泊サービスを提供する事業所が増加
- 宿泊サービスの基準や届出の制度がなく、実態把握や指導が困難
- 基準や届出を義務付ける仕組みを設けるよう、国に対し緊急提議

## 実施内容

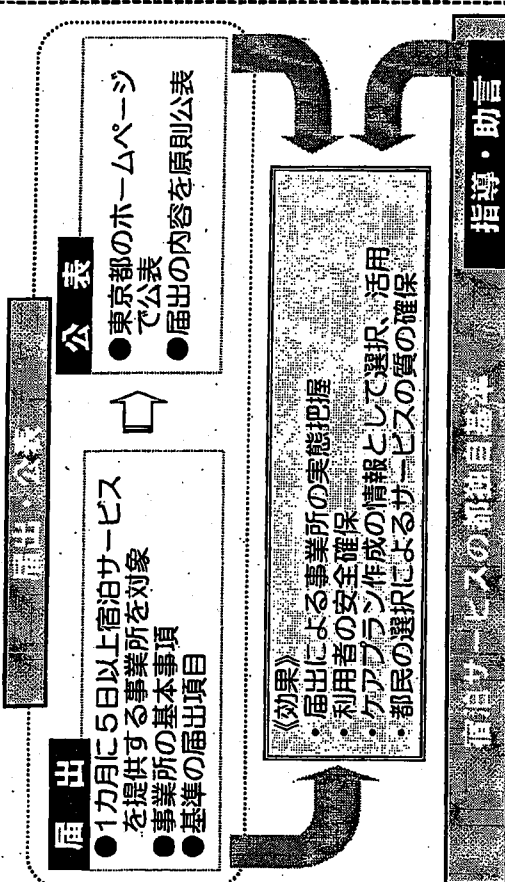
利用者の尊厳保持及び安全確保のため、

- 1 宿泊サービスについて、都独自基準を定める
- 2 宿泊サービスを提供する事業所については届出を指導
- 3 届出項目については公表
- 4 宿泊サービスの提供内容について指導

### 【実施時期】

- 施行日  
平成23年5月1日
- 公表開始日  
平成23年7月1日

## 届出・公表・都独自基準全体の概要



## 都独自基準概要

### 【第一 総則】

- 目的
- サービス提供上の原則
  - ・緊急かつ短期間の提供等
  - ・30日を上限 等

### 【第三 設備基準】

- 利用定員
  - ・事業所定員の1/2以下
- 宿泊室
  - ・1人当たり床面積7.43㎡以上等
- 消防設備 等

### 【第二 人員基準】

- 従業者
  - ・1人以上 等
- 責任者
  - ・従業者から1名

### 【第四 運営基準】

- 説明及び同意
- 計画の作成
- 健康への配慮
- 緊急時等の対応 等

